平成２６年（フ）第６５号
北海道旭川市豊岡４条６丁目９番13号
債務者　西中　壽子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６６号
北海道旭川市永山７条12丁目５番12号　クリスタル712　202
債務者　高野　国法
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７４号
東京都府中市白糸台１丁目19番地の２村野ハイツ101
債務者　成田　弘子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２３６号
横浜市神奈川区六角橋２丁目11番７号
債務者　櫻井　絹子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３７号
横浜市鶴見区市場富士見町１番13―908号
債務者　米澤　忠良
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３１０号
神奈川県藤沢市高倉582番地　北湘南ハイム202号
債務者　中嶋　政義
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４３号
神奈川県海老名市門沢橋３丁目17番６―203号
債務者　吉崎比呂美（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５６号
横浜市瀬谷区二ツ橋町215番地　市営楽老ハイツ25棟303号
債務者　高橋　昭男
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３０８号
横浜市戸塚区原宿５丁目31番８―507号
債務者　若松　洋子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４号
静岡市葵区沓谷３丁目７番12号　フルーレゾン102号
債務者　笛木なつ子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４号
釧路市鳥取北９丁目１番26号　桑原マンション２　Ｆ東側
債務者　森内　　孝
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後２時
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第５号
釧路市鳥取北９丁目１番26号　桑原マンション２　Ｆ東側
債務者　森内あいか（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後２時
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１４０２号
東京都江戸川区西一之江３丁目15―16
債務者　下田　雄一
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４１４号
東京都江戸川区東葛西５丁目36―10―202
債務者　村上　　徹
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１６号
東京都八王子市中野上町２丁目７番32号ボブハイツ201号
債務者　壷倉　弥生
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部